(三十四)	塩化第二すず
(三十五)	硫酸第一すず
(三十六)	塩化第一銅
(三十七)	塩化第二銅
(三十八)	硫酸銅
(三十九)	一酸化鉛
(四十)	塩基性けい酸鉛
(四十一)	けい酸鉛
(四十二)	酢酸鉛
(四十三)	三塩基性硫酸鉛
(四十四)	シアナミド鉛
(四十五)	ステアリン酸鉛
(四十六)	鉛酸カルシウム
(四十七)	二塩基性亜硫酸鉛
(四十八)	二塩基性亜りん酸鉛
(四十九)	二塩基性ステアリン酸鉛
(五十)	二酸化鉛
(五十一)	塩化バリウム
(五十二)	カルボン酸のバリウム塩
(五十三)	水酸化バリウム
(五十四)	炭酸バリウム
(五十五)	チタン酸バリウム
(五十六)	ふっ化バリウム
(五十七)	メタホウ酸バリウム
(五十八)	オルトフェニレンジアミン
(五十九)	メタフェニレンジアミン
(六十)	ブロム水素を含有する製剤
(六十一)	ブロムメチルを含有する製剤
(六十二)	一―ブロモ―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤
(六十三)	ほうふっ化水素酸
(六十四)	ほうふっ化カリウム
(六十五)	ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。）
(六十六)	メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）
(六十七)	硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以下を含有するものを除く。）
(六十八)	りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。）

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。